

呉市生活支援サービス等体制整備事業の取組について

呉市社会福祉協議会

1 目的

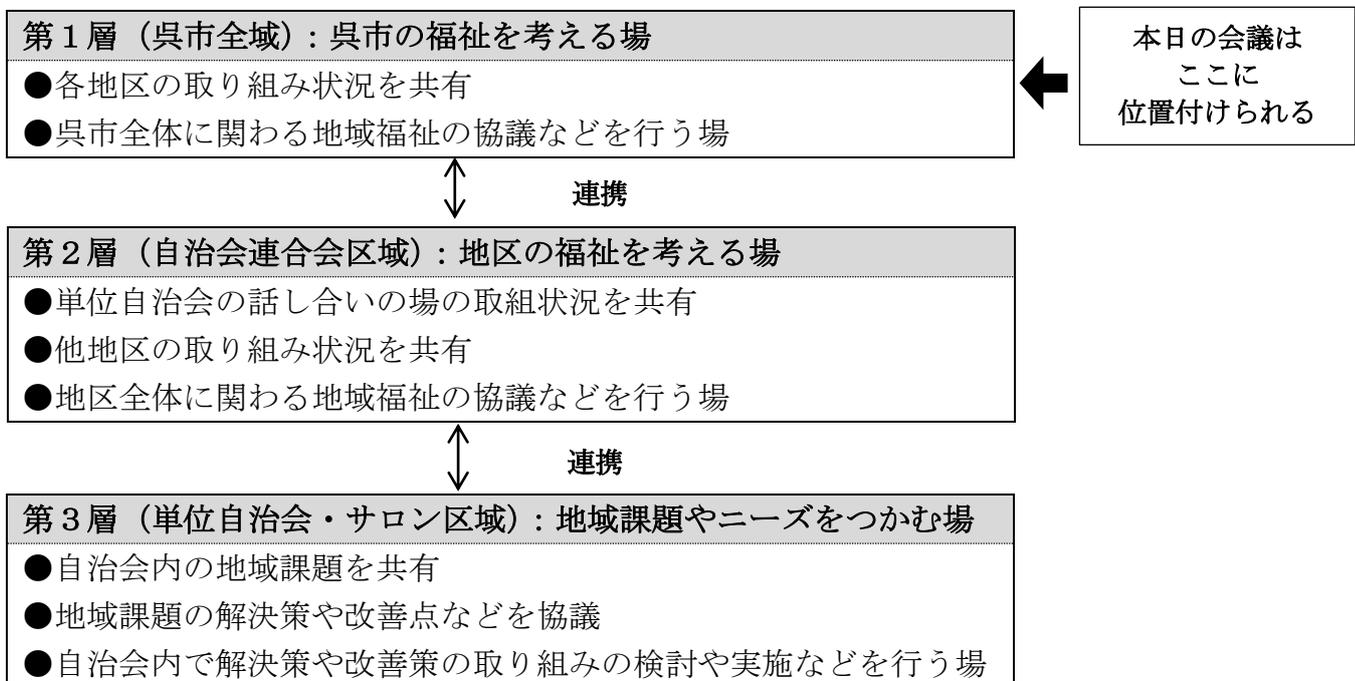
単身や夫婦のみの高齢者世帯，認知症の高齢者が増加する中，医療，介護サービスの提供のみならず，住民に身近な存在である市が中心となって民生・児童委員，老人クラブ，地区社会福祉協議会，シルバー人材センター，NPO法人，市社会福祉協議会，社会福祉法人，介護サービス事業所，民間企業，協同組合，ボランティア，地縁組織，商工会等の生活支援サービスや介護予防サービスを担う事業主体と連携しながら，多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図っていく。

事業の「ねらい」 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の高齢者が支え合い活動などへ社会参加することを促す ●地域の支え合い活動などを充実・強化・創出する ●その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを推進する 	まとめると 互助による 生活支援の 仕組みづくり
--	--

2 推進体制

(1) 協議体（話し合いの場）

住民自身が主体的に地域のことを考え，地域の夢（将来）を描き，思いを共有する場。
呉市では3つの階層をつくとともに，住民主体の取組の活性化を図るため，第3層からのボトムアップを目指している。



(2) 生活支援コーディネーター

協議体メンバーと協働しながら，暮らしの中にあるさまざまな知恵や工夫などを見つけ出し，意味づけし，周囲に見える化（住民主体の活動広報チラシ，くれ福祉のお役立ちサイト「しっとってクレ」への掲載など）をする。人と人，人と場，人と支援・情報などさまざまなものをつなぎ，ネットワークをつくる調整役。

3 前回（令和7年1月31日開催）振り返り

- ・福祉施設と連携した買い物バスの実施拡大に向け、昭和・郷原地区をモデル地区とし、継続して協議を進める。
- ・地域で行われている買い物支援の共有
- ・高齢者からの要望、利用者と事業者のマッチングの必要性について意見交換
- ・地域に合わせた住民同士の話し合いが重要
- ・ごみ捨て課題を呉市全域の課題として取り組んでいく。

4 ごみ捨て課題について

(1) 呉市における現状と課題

ア 背景

- ・高齢化の進行に伴い、ごみ出しが困難となる高齢者等が増加している。
- ・呉市は坂地や高低差の大きい地域を多く抱えており、ごみステーションまでの搬出が身体的に困難な世帯が少なくない。
- ・地域における自治会活動の担い手減少により、ごみステーションの統廃合や維持管理にも課題が見られる。
- ・ごみ捨て・ごみ出しは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という）で、その取り扱いが定められており、制約が多い。

イ 現行体制の概要

- ・呉市では、自治会・町内会・連絡区単位で設置されたごみステーションを利用する「拠点収集方式」を採用している。→参考資料1参照
- ・集積所の清掃や維持管理は地域住民が担い、環境業務課が定める回収日程に基づき、呉市が収集・運搬を行っている。
- ・地域主体の管理体制が長年機能してきた一方で、住民の高齢化や地域力の低下が影響し、管理・運用面で課題が顕在化しつつある。

ウ ヘルパー・高齢者相談室（地域包括支援センター）から聞き取った課題

区分	課題
①搬出	・坂地や段差の多い住宅地では、ごみステーションまでの距離・高低差が負担となっている。 ・独居・高齢夫婦世帯では、曜日・時間帯の制約により排出が難しい。
②管理	・高齢化により、清掃や見回りが継続困難になっている。 ・ステーション設置場所の確保が難しく、新設や移設が停滞している。
③制度	・廃掃法上の制約により、行政による戸別回収の対象が限定されている。
④地域力	・自治会未加入世帯の増加により、ごみ出しルール共有や共同管理が難しくなっている。 ・地域活動の担い手不足が、生活支援全般の基盤低下につながっている。
⑤介護支援	・訪問介護の時間帯は、デイサービスの送り出しや朝の身支度介助と重なるため、ごみ収集時間帯に支援ニーズが集中している。 ・介護保険サービスの訪問時間・回数には上限があり、限られた人員で時間調整が難しい。 ・結果として、必要な時間にヘルパーを派遣できず、ごみ出し支援が制度上・運用上ともに対応困難となっている。

(2) 法的整理

ア 法的根拠

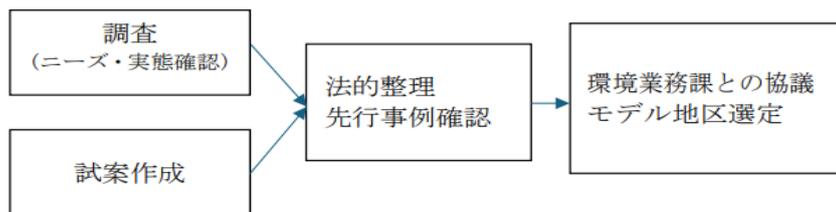
- ・家庭ごみの収集・運搬は市町村の責務とされている。(廃掃法第6条1項)
- ・家庭ごみの収集運搬を「業として反復継続して行う場合」は、市の直営又は許可業者でなければならない(廃掃法第7条1項)。この場合の「業として」とは、反復継続して、営利・非営利を問わず、一定の社会的事業として行うことをいう(環境省通知・判例解釈による)。

イ ヘルパーによる搬出行為の位置づけ→参考資料2参照

- ・「家庭から排出されたごみを、当該市町村のルールに従い最寄りのごみ出し場まで搬出する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬業に当たらない。」(高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き 第2版 P121)とされているため、ヘルパーが利用者の家庭ごみを徒歩・押し車等で利用者の地域のごみステーションまで搬出する行為は廃掃法上の収集運搬に当たらず違法とはならない。
- ・ヘルパーが車両で利用者宅から集積所までごみを運搬する場合、形式的には「収集運搬」に該当し、その態様によっては「収集運搬業」とみなされる可能性が高い。
- ・介護保険の生活援助(家事援助)において「ごみ出しのみを目的とした訪問は生活援助に該当しない。清掃・整理等の家事援助の中で行う場合に限り算定できる。」(厚生労働省「訪問介護に関するQ&A」(令和元年))としており、ごみ捨て目的のみでのヘルパーの利用はできない。

(3) 解決に向けた取り組み

- ①高齢者等のごみ捨て支援ニーズがどの地域にどの程度存在しているか調査を行う。
- ②実現可能性のある取組試案を作成し、法的整理を行う。
- ③類似の取り組みを行っている他市町村での先行事例を収集。
- ④支援の実現可能性について検討。



(4) アンケート調査の実施

ア 目的

- ・支援を要する高齢者や障害者等の「ごみ出し困難」の実態を把握する。
- ・既存の福祉サービスで対応できない課題を明らかにする。
- ・現場職員の経験・課題・工夫を収集し、環境業務課との情報共有を図る。

イ 対象

- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)
- ・訪問介護員(ホームヘルパー)
- ・相談支援専門員(計画相談員)

ウ 今後の流れ

- ・調査結果を集計・分析のうえ、環境業務課と共有し、法制度との整合を確認する。
- ・支援が必要な世帯の分布や傾向を把握し、試案の具体化に反映させる。

(5) 試案の検討概要

試案 1：地域集積所方式（ホームヘルパー専用拠点設置）

ア 概要

登録した訪問介護事業所のみがいつでも利用可能な専用拠点を設け、利用者から依頼に応じてヘルパーが専用拠点に搬出する。



イ 主な効果

- ・ごみ捨て可能な時間帯に集中するヘルパーニーズを分散することができる。
- ・訪問介護等のサービス提供中に、家庭ごみを事業所に一時持ち帰り、事業ごみとして処理できる。
- ・収集がまだ行われていない他地域のごみステーションに、搬出する行為を防ぐことができる。

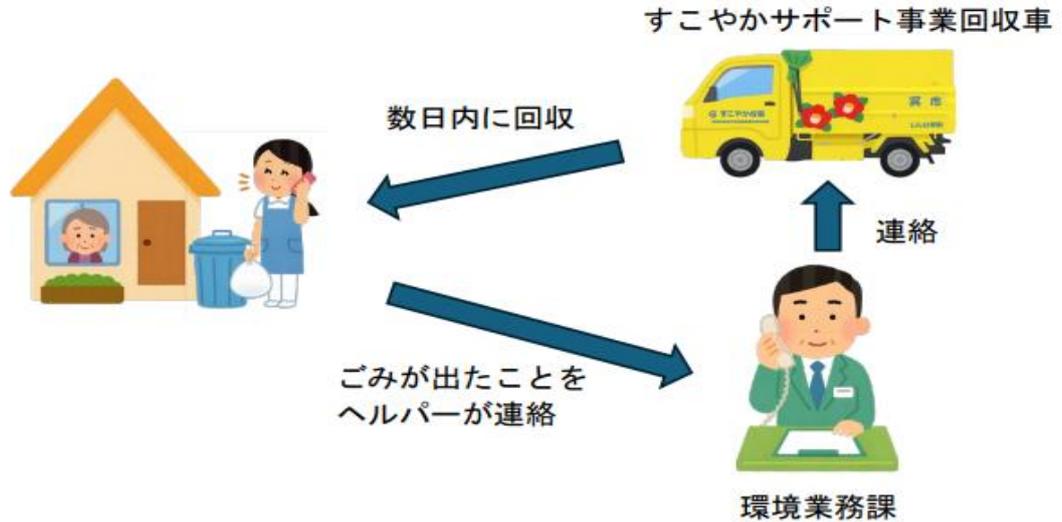
ウ 課題

- ・設置場所の確保、設置費用の確保の見通しが不透明。
- ・拠点を設置した場合、衛生管理・鍵管理・清掃等の担当を明確化する必要がある。
- ・ヘルパーが利用者宅から車両で専用拠点までごみを搬送する場合、廃掃法における無許可運搬に該当し違法となる恐れがある。
- ・ごみステーションの設置申請主体が自治会・連絡区に限定されている。
- ・設置場所周辺の地域住民からの理解を得る必要がある。

試案2：すこやかサポート拡張方式

ア 概要

事前登録した利用者宅にヘルパーがごみ出しの支援に入った際に、ごみ収集の必要があった場合、環境業務課に連絡し、数日内に環境業務課職員が回収する。



イ 主な効果

- ・ ごみ捨て可能な時間帯に集中するヘルパーニーズを分散することができる。
- ・ 呉市の「すこやかサポート事業」の枠組みを活用するため、新たな条例改正や大規模な制度設計を要しない。
- ・ ヘルパーは「連絡」行為にとどまり、法的リスクや事故のリスクを負わない。

ウ 課題

- ・ ヘルパーからの連絡を受け付ける職員を環境業務課は配置しなければならない。
- ・ 通常の回収ルート以外での対応が必要となり、業務スケジュールや人員配置に影響を及ぼす。特に短時間での回収要請が集中した場合、現場負担が増加する。
- ・ 臨時回収の実施には、人件費・車両燃料費・事務処理費等の追加経費が生じる。

5 住民主体による取組事例（郷原第3区自治会3層協議体）

(1) 概要

- ・郷原第3区自治会では、第3層協議体における話し合いを通じて、住民同士の助け合いによるごみ出し支援を開始予定（最短で令和8年2月から）
- ・介護保険サービス等の公的な利用までの一時的な支援として行う。

(2) 特徴

- ・支援を近隣互助活動の一部として位置づけ、無理のない範囲で実施
- ・地域の信頼関係に基づき、安否確認や声かけなど見守り機能も兼ね備える。

(3) 意義

- ・行政支援だけでなく、住民主体の助け合いモデルとして他地区への波及が期待される。

6 今後の活動（令和7年度）

- ・第3層協議体で住民主体の取り組み開始に向けた支援の継続
- ・新たな仕組みに向けたごみ出し困難に関するアンケート結果の分析及び共有
- ・環境業務課との協議
（廃掃法上の整理、現行要領の課題、実現可能な支援方式を検討）

7 本日、委員の皆さまと一緒に考えたいこと

生活支援コーディネーターと行政が協力して、地域のごみ出し支援を検討しています。しかし、廃掃法で制限されていることが多く、支援の検討にかなりの時間を要することが分かりました。

委員の皆様に意見をいただきたいこと

- ・住民が助け合いながらできるごみ出しの方法
- ・所属する団体ができること、取り組みそうなこと

8 買い物支援の取組

(1) 買い物バスの実施拡大について

【昭和地区】

- ・希望の家から「車両とドライバーの協力が可能」と回答を得ている。
- ・複数の施設から人員不足等によりすぐの協力は難しいと回答を得ている。

結論：住民同士の話し合いの場（第3層協議体）の設置に向けた調整を継続し、住民の意向を整理したうえで、施設との具体的な連携方法を検討する。

【郷原地区】

- ・複数の福祉施設から、車両提供は可能だが、運転者の確保が難しいと回答を得ている。
- ・第3層協議体では話し合いを継続中。

結論：地域内での話し合いを通じて課題認識の共有を進めていくとともに、話し合いの場が設置されていない自治会へのアプローチを継続して行う。

(2) 移動販売と地域とのマッチング支援

株式会社フジ（マックスバリュ広店）との連携により、地域住民の生活実態や要望を踏まえた新規販売ルートの開拓を実施。

支援方法	移動販売を開始した地区
自治会・地区自治会連合会との調整	第4地区，第5地区，安浦，蒲刈，下蒲刈
市民センターとの調整	郷原，吉浦
買い物ニーズについての情報提供	広14地区（広石内），川尻

(3) 今後について

- ・住民主体による買い物バスの運行開始を目指し、住民側・施設側の双方に対して継続的な働きかけを行う。
- ・移動販売事業者と連携し、買い物ニーズの高い地域とのマッチングを行う。

